

原告団

ニュース143号

次回裁判:2025年3月21日(金)午後2時 ~

目次

フクシマを忘れ、できない計画を並べた 空疎な第7次エネルギー基本計画(原案)	1
裁判報告	3
・準備書面(214) 六ヶ所断層の存在と活動性を示す 変動地形学上の根拠について	3
・準備書面(215) 火山事象に対する証人尋問結果	8
被告・原子力規制委員会と参加人・日本原燃の主張と次回予定	10
訃報・原告団を訪れた人	10
脱原発政策実現全国ネットワーク・省庁交渉報告	11
「核ゴミいらない青森フォーラム」終える	12
寄稿 青森を守り、日本を守る そして、未来へとつなぐために	14
伴さんを偲ぶ会 お別れの言葉	15
種市信雄さんを偲んで	16
東海再処理工場の視察報告	16
パブコメ提出	17
六ヶ所核燃などを巡る動き	19
お知らせなど	20

フクシマを忘れ、できない計画を並べた

空疎な第7次エネルギー基本計画(原案)

代表 浅石 紘爾

第1 はじめに

第7次エネルギー基本計画(原案)が令和6年(2024年)12月経産省から発表されました。この原案は意見公募を経て3月までの閣議決定を目指すと言われています。その概要と批判は、以下の通りです(なお、原告団のパブコメは1月25日付で提出しました。17頁をご覧ください)。

第2 計画に対する批判

1 電源構成見直しの誤り

2040年度分は再エネ4~5割、原子力2割、火力3~4割と見積もりしているが、福島原発事故の反省と教訓から、原発の安全性確保を前提として再エネを主力電源とする方針と矛盾する。電力需要増加分は原発に依存せず、再エネの比率を上げることによって対応すべきである。また、原子力2割の一部を60年超え老朽原発に担わせるのは安全性の原則に違反する。そもそも原発の再稼働は予定通りに進展をしておらず、2割の需要見直しには無理がある。原発依存の電源構成を見直すべきである。

2 原発政策について

(1) 原発依存度低減の不当な削除

① 計画原案は、第5次及び第6次計画が福島原発事故の真摯な反省に立って宣言した「可能な限り原発依存度を低減する」と言う文言を削り、逆に「必要な規模を持続的に活用していく」と居直り、原子力最大活用に時

代錯誤とも言うべき誤った舵を切った。

これは、本原案が「福島原発事故の悲惨な事態を繰り返してはならない」「事故への真摯な反省は決して忘れてはならない原子力政策の原点である」と謳っている基本姿勢に真っ向から背反するものであり、いわば二枚舌とも言うべき計画立案と言わざ

エネ基本計画改定案

福島事故もう忘れたのか



除去土壌の仮置き場を視察する石破茂首相(左から3人目)。その右は説明する伊沢史朗双葉町長(福島県双葉町で14日午前11時26分(代表撮影))

経産省が17日発表した「エネルギー基本計画」の改定案は「原発依存度を可能な限り低減する」との表現が欠けるなど国の原発回帰の姿勢を鮮明にする内容だった。東京電力福島第1原発事故の被災地からは「あの事故を忘れたのか」と憤りの声があふいている。13年前、あはれな事故があった。今も避難生活を送っているのに、もう忘れたのかと言いたい。怒りをあらわにした。

2022年8月に避難指示が解除された町内の特定復興再生拠点区域(復興拠点)にある畑で、その年かラッコの糞拾いを始めた。復興拠点内に入った自宅は荒廃が進んだため解体し、跡地にはトラックなどを置いた倉庫だけが残っている。

石破茂首相は14日、第1原発中核燃料施設を視察し、原発事故に伴う除染作業で発生した双葉町内の土壌が崩れ、他の原発が立地する自治体も国に丁寧な説明を求めた。第1原発が立地し、一時全住民が避難を強いられた福島県双葉町、同県いわき市で避難生活を送る約1万5千人(注)は「13年前、あはれな事故があった。今も避難生活を送っているのに、もう忘れたのかと言いたい。怒りをあらわにした。」と訴えている。

双葉町の町長伊藤元久(元東京電力社員)は「13年前、あはれな事故があった。今も避難生活を送っているのに、もう忘れたのかと言いたい。怒りをあらわにした。」と訴えている。

改定案では、原発の廃炉を決めた電力会社が、保有する別の原発の敷地内で一掃して燃やそうとしている。

るを得ない。

② 計画原案は、原発依存度低減の文言削除理由について、ウクライナや中東の国際情勢の変化、DXやGXの進展に伴う電力需要の増加などを列挙する。

※ DXとは、デジタル技術を活用して、企業や社会を変革し、競争力を高めて、人々の生活を改善する戦術を指す。

※※ GXとは、化石燃料の使用をできるだけ減らしてクリーンなエネルギーを活用するための変革と活動を指す(脱炭素、エネルギー安定供給、経済成長を達成するため、原発再稼働の促進、新增設・建て替えの復活、運転期間の延長、次世代革新炉の開発などを推進する政策)。

しかし、計画原案は、このGX方針を十分な国民的議論を尽くすことなく無批判的に引き継いだものであり、第6次計画との政策的継続性及び整合性を無視したものであって不当である。その背景には、原発回帰を急ぐ経産省の思惑と経団連(電事連)の利権優先の意図が透けて見える。

(2) 原発の新增設と建て替えについて

① 原発の新增設は、長期の建設期間、巨額の建設費を要することから、電力需要に対応できないことを明らかであり、計画の実現性は極めて低い。

② 原発の建て替え場所を同一原子力事業者の原発敷地とする方針は、建て替えの拡大解釈であって許されない。福島事故反省の原点に立ち戻って原発の新增設・建て替えは全面禁止すべきである。

第3 核燃料サイクル政策について

1 六ヶ所再処理破綻の現状を無視している

(1) 計画原案は、「プルトニウム利用を基本方針」としており、「六ヶ所再処理工場とMOX燃料工場の竣工は必ず成し遂げるべき重要課題として取り組む」と明記している。しかし、工場は事故・故障のトラブル続きで、竣工延期を繰り返し、設工認も難航していることから、竣工の可否は全く不透明である。

(2) 高速増殖炉計画が破綻し、プルサーマル計画も停滞している状況のもとで、六ヶ所再処理工場を竣工(本格稼働)させることは、プルトニウム余剰を加速させ、法が定める再処理の平和利用目的要件違反の事態を招く。

(3) 再処理の破綻が明らかで竣工すら危ぶま

れているのに、その現実を忘れてMOX燃料工場の竣工を重要課題とする計画は「ドブに金を捨てる」類の愚策である。

(4) 六ヶ所再処理工場の立地条件は劣悪で技術も未確立であることから、重大事故発生の危険性がある上、再処理総事業費は巨額化し(15兆1000億円)経営の採算性もおぼつかない。

(5) まとめ

以上のように、六ヶ所再処理事業の破綻は明らかで、本来の目的である資源(使用済燃料)の再利用など不可能であるにもかかわらず、原発の延命に固執して、相変わらず本工場の竣工を重要課題と位置づける本計画原案は、できもしない計画を並べた「絵に描いた餅」以外の何物でもない。

※本工場での再処理を行う使用済燃料の種類は、事業申請書によると軽水炉用に限定されている。ところが計画原案はMOX使用済燃料の再処理を想定している。これは極めて荒唐無稽な方針と言わざるを得ない。

第4 高レベル最終処分問題について

1 計画原案は、中間貯蔵を促進し、施設からの使用済燃料搬出先を六ヶ所再処理工場とする方針を明記した。

そして、むつ中間貯蔵施設での貯蔵期間は50年と定められているので、その後の搬出先確保のため、再処理工場の40年を超える長期利用を打ち出した。

2 海外から返還された高レベル放射性廃棄物の貯蔵期間は30年から50年と定められているが、最終処分場の選定が難航しており、期限内の搬出は不可能な状況にある。

3 このように、むつ市・六ヶ所村を含む青森県が使用済燃料を含む高レベル放射性廃棄物の最終処分場になる恐れを払拭できないが、計画原案はこの点の不安解消について何ら納得のいく方針を提示していない。

第5 最後に

計画原案は、できもしない計画をさもできるかのように装い、虚構で固めた机上の空論である。

よって、原案は撤回して抜本的に見直し、福島原発事故の原点(脱原発・核燃の廃止、再エネの促進)に立ち戻るべきである。

裁判報告

準備書面（214）

六ヶ所断層の存在と活動性を示す変動地形学上の根拠について

弁護士 海渡 雄一 / 原告 上澤 千尋

はじめに

前回9月27日の裁判(進行協議)で裁判長から被告準備書面(18)の「中位段丘堆積層」の下部にある六ヶ所層の堆積以降は地層に変形を示さず水平に堆積しているから、地表の向斜構造は認められない(六ヶ所断層の存在と活動を否定)という主張に対する反論と、被告が以前出した「六ヶ所断層」を否定する「準備書面(5)」に対する再反論をするよう指示があり、原告らが最終的に整理反論した準備書面(214)です。裁判長は丹念に準備書面を読み込んで、「六ヶ所断層」にかなり関心を抱いている印象です。

1 六ヶ所断層が存在することを示す層面すべり断層

(1) 日本原燃による出戸西方断層の南側部分についての調査

日本原燃は、Z測線のさらに南側にある大露頭(後述の露頭4)についての地層観察調査、及びその周辺でのトレンチ掘削による調査をおこなっており、その結果が審査会合の資料中に示されている。

(2) 地形面の変形と露頭でみえる地下の地層の連続と傾き

渡辺満久教授は、海成段丘面M1と海成段丘面M2の地形・地質断面を示し、六ヶ所断層の存在について説明している(図2)。なお、M1面は約12.5万年前の浅海底がおもに地盤の隆起によって陸地化したものであり、M2面は約10万年前の浅海底がおもに地盤の隆起によって陸地化したものである。

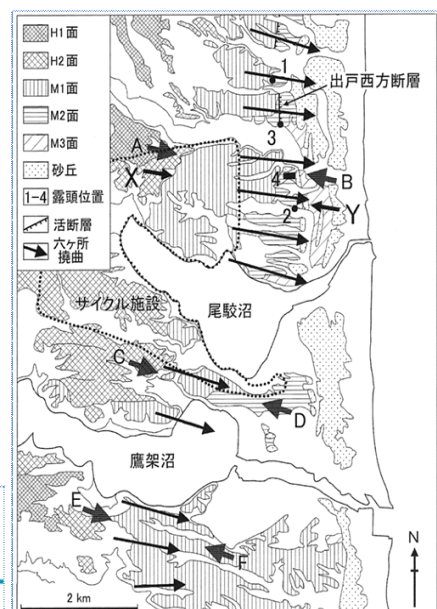
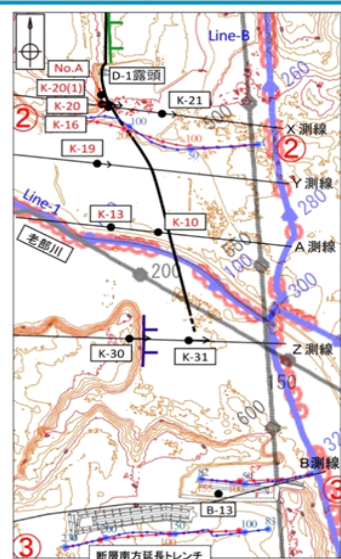


図2 六ヶ所原子燃料サイクル施設周辺の地形と六ヶ所撓曲
M1面がMIS 5e、M2面がMIS 5cの海成段丘面である。A—B・C—D・E—FおよびX—Yは、地形・地質断面の位置を示す。

2. 敷地周辺陸域の断層等の評価 2.1 敷地近傍(敷地を中心とする半径5km範囲)の断層等

2.1.1 出戸西方断層

南方への連続性に関する検討結果



- ▶ D-1露頭から断層南方延長トレンチ間における出戸西方断層の連続性を確認する目的で、ボーリング調査、反射法地震探査等を実施した。
- ▶ 各D-1露頭での観察結果から、出戸西方断層が南方へ連続していることを確認した。
- ▶ X、Y、A測線で出戸西方断層が認められたが、Z測線では出戸西方断層は認められなかった。確認された出戸西方断層は、粘土状破砕部の幅は1cm~3cm程度であり、最新面の運動センスは全て逆断層センスである。
- ▶ 反射法地震探査については、②測線及びLine1で、その深部への連続性を含めて出戸西方断層を確認した。
- ▶ ボーリング調査や露頭観察で確認された地表付近の出戸西方断層の位置・性状は、反射法地震探査で推定されるものと整合的である。



Z測線以南には出戸西方断層は認められない。

図1 出戸西方断層の南側への連続性とトレンチ位置

図3をみると、a地点からb地点まで0.6°とほとんど水平に近い状態で広がっていたM1面は、b地点からc地点にかけて1.8~2.0°に傾きを増している。c地点にすこしギャップ（地層のずれ）があって、その東側（海側）c地点からd地点にかけてM2面がM1面に覆いかぶさるように堆積しており、そこでのM2面の傾きは1.3°となっている。

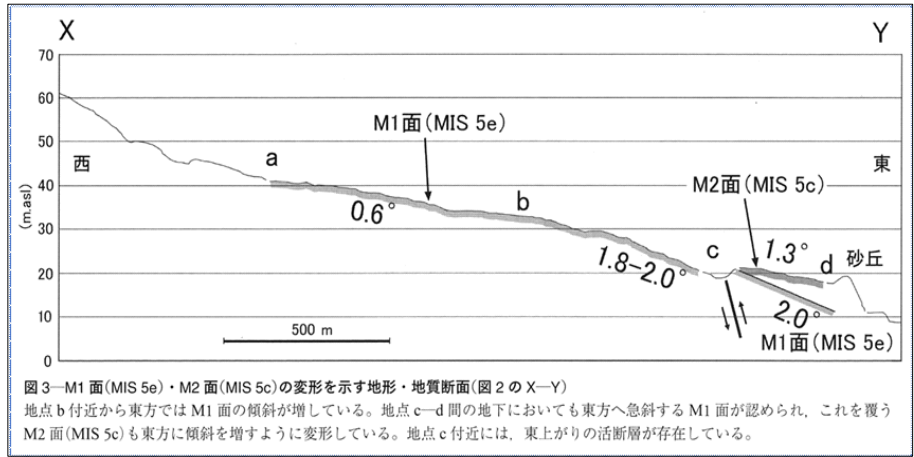


図3—M1面(MIS 5e)・M2面(MIS 5c)の変形を示す地形・地質断面(図2のX-Y)
 地点b付近から東方ではM1面の傾斜が増している。地点c-d間の地下においても東方へ急斜するM1面が認められ、これを覆うM2面(MIS 5c)も東方に傾斜を増すように変形している。地点c付近には、東上りの活断層が存在している。

図3 M1面とM2面の変形を示す地形・地質断面(図2のX-Y)

c地点からd地点にかけての地下の構造を明らかにしているのが、同じく上記論文中的図2の露頭4である。

露頭4のスケッチから得られた情報をまとめると、東へ1.3°傾くM2面の下には、東へ2.0°傾くM1面が分布しており、東西幅約1km(図3中のb地点からd地点まで)にわたってM1面が東へ2.0°という異常な傾斜で傾いていることがあきらかになった。このような構造は、M1面が傾いて存在しているところに、M2面を構成する砂の層が水平にぶつかるように堆積し、さらにM2面も撓曲していることを示している。

ここまでで、地形面の変形に加えて、露頭4における地層観察によって海成段丘(M1)を構成する砂の層が変形をうけながら地下へ連続することがあきらかになった。またM2面も変形をうけていることがわかった。これは、M1面およびM2面を変形させる活断層(六ヶ所断層)が地下に存在することを意味する。

(3) イ断層は10万年前の地層を変形させる逆断層＝層面すべり断層である

日本原燃のトレンチ調査でみつかった小さな逆断層(イ断層)が六ヶ所断層の存在を示す強力な証拠である。

「ところで、図3を見ると、地点c付近で東側が2m程度隆起しているように見える。ここに、東上りの活断層が想定できる。それは、日本原燃のトレンチ調査によって確認されている。日本原燃の記載によれば、地点c付近において東へ傾く新第三紀層の層理面にそって逆断層運動が発生していることが図示されている。その鉛直変位量は約0.8mとされているが、筆者が

見る限り、その2倍程度はありそうである。M1面の鉛直変位量は2m以上あるので、この断層だけでは高度差を説明できないかもしれない。しかし、鉛直変位量の計測の仕方によっても数値は異なるし、別の活断層が存在する可能性もあるので、矛盾はない。

なお、X-Y周辺では、多数のボーリング調査が行われ、複数の地形・地質断面図が作成されている。これらによれば、六ヶ所撓曲と一致する範囲で新第三紀層が東へ傾斜していることが明示されている。この新第三紀層を東へ傾斜させる運動が「活着している」から、層面すべり断層が発生するのである。」

トレンチ調査がおこなわれ、図5のような結果が得られている。

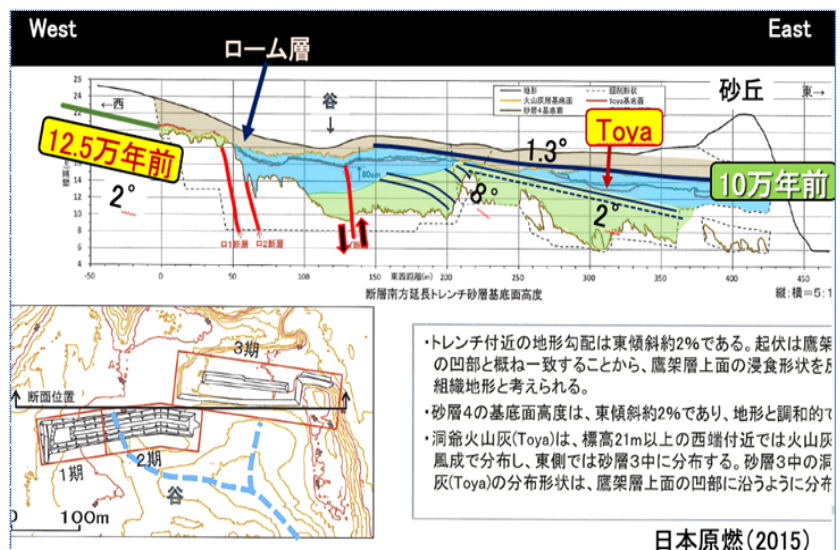


図5 露头4付近のトレンチ調査の地形・地質断面図

M1面を構成する12.5万年前の砂の層(うす緑)が分布して、その上にM2面を構成する10万年前の砂の層(うす青)が堆積し、さらにそのうえにローム層がある。M1面の地層の傾きは 2.0° 、M2面の地層の傾きは 1.3° となっており、これらは図3とまったく同じ値である。図3のc地点にあたる位置に断層(イ断層)があり、地層を変形させ地面の食い違いを生じさせている。その西側にも2本の断層(ロ1断層、ロ2断層)が記載されていて、こちらの方は地層を変形させていない。

イ断層、ロ1断層、ロ2断層ともに海側(東側)に傾き下っており、海側(東側)の地面(地盤)が持ち上がる逆断層であると日本原燃の資料に記載されている。この点はお出戸西方断層とは異なっているので、日本原燃はこれらの3本の断層はお出戸西方断層の延長ではないと結論している。さらに、日本原燃の資料には、イ断層について「段丘堆積物の基底及びToyaに変位・変形を与える」と記載され、イ断層が12.5万年前の砂の層(M1面の構成層)と11.5万年前に噴出した洞爺火山の火山灰をふくむ10万年前の地層(M2面の構成層)を変形させる活断層であることがあきらかにされている。

イ断層付近のスケッチ(図10)をみると、下の方の立ち上がった古い地層(新第三紀層)中の地層と地層の境界がずれ動かされて、上に堆積した新しい地層をも変形させている様子が逆断層として記載されている。地層の変形量は1.5~1.8mで、古い地層の変形量がより大きい。イ断層は層面すべり断層といわれるもので、10万年前以降に動いたことがあきらかな活断層である。

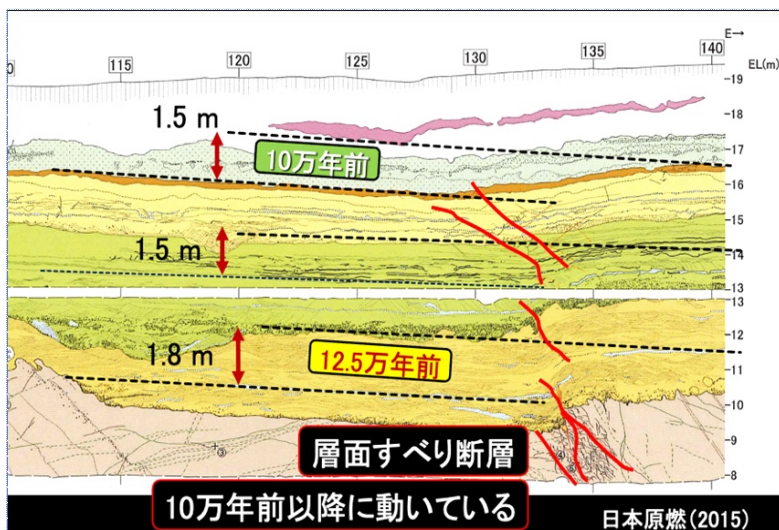


図10 10万年前以降に動いている層面すべり断層(イ断層)

(4) イ断層を動かしている主断層は六ヶ所断層である

層面すべり断層は単独で動くことはない、副次的な断層であるから、それを動かす主断層をとまなっている(図11)。主断層が動くとき地層と地層のあいだの弱い部分がずれ動いて層面すべり断層が生じることがある。このイ断層の場合は、近くにお出戸西方断層と六ヶ所断層があるが、イ断層を掘り出した地点はお出戸西方断層の南端より南側にあるので、そこにはお出戸西方断層は存在しない。したがって、イ断層を動かしている主断層は六ヶ所断層である。

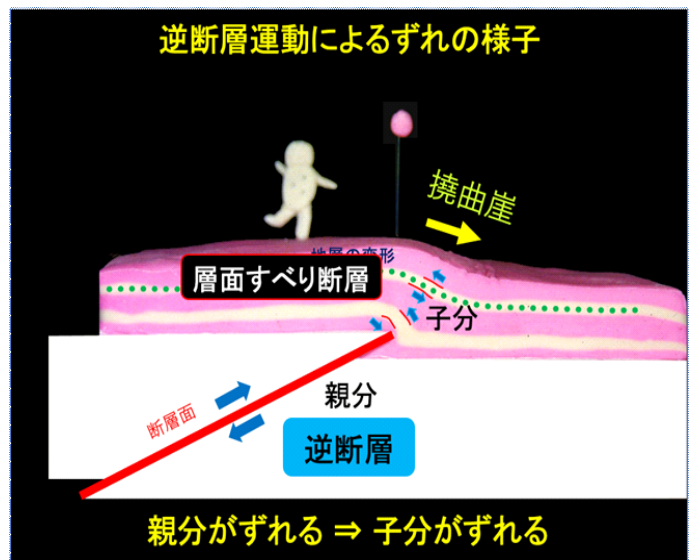


図11 逆断層運動による層面すべり断層の様子

(5) 地形の変化と地下構造の変形が一致している

尾駮沼の北側の地域の詳細なボーリング調査で、地下の地層が大きく曲がっていることが明らかになっている。地面(海成段丘面)の変形と地下の変形が完全に一致している。地面が変形している場所を、渡辺教授は六ヶ所撓曲と呼んでいる(図12)。

六ヶ所断層が動くことによって、古い地層(新第三紀層)が押し曲げられ、六ヶ所撓曲が形成される。新第三紀層が押し曲げられることによって、地層境界がずれ動かされて生じるのが、イ断層のような層面すべり断層である。イ断層は10万年前の地層を変形させているのであるか

ら、新第三紀層は10万年前以降にも押し曲げられ続けているのである。このように、イ断層は、六ヶ所断層が10万年前以降にも活動して、六ヶ所撓曲を成長させていることを示す根拠といえる。

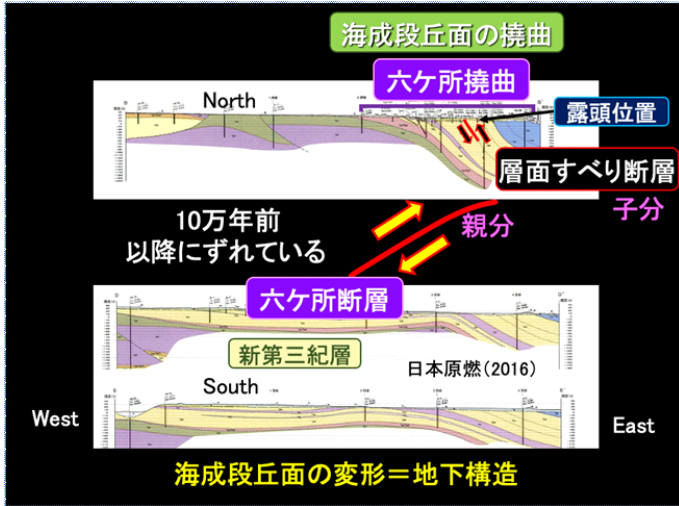


図12 層面すべり断層（イ断層）は六ヶ所断層の存在の根拠

2. 鷹架沼南岸の露頭調査について

(1) 被告及び日本原燃の主張

被告は、「六ヶ所層(R)」の堆積以降は、地層が変形を示さずほぼ水平に堆積しており、この向斜構造は後期更新世以降(約13万年前から12万年前以降)の活動はないと考えられることを根拠に、原告らの主張する、いわゆる「六ヶ所断層」は存在しないとか、仮にこれが存在するとしても、後期更新世以降に活動しておらず、「震源として考慮する活断層ではない」と主張する。

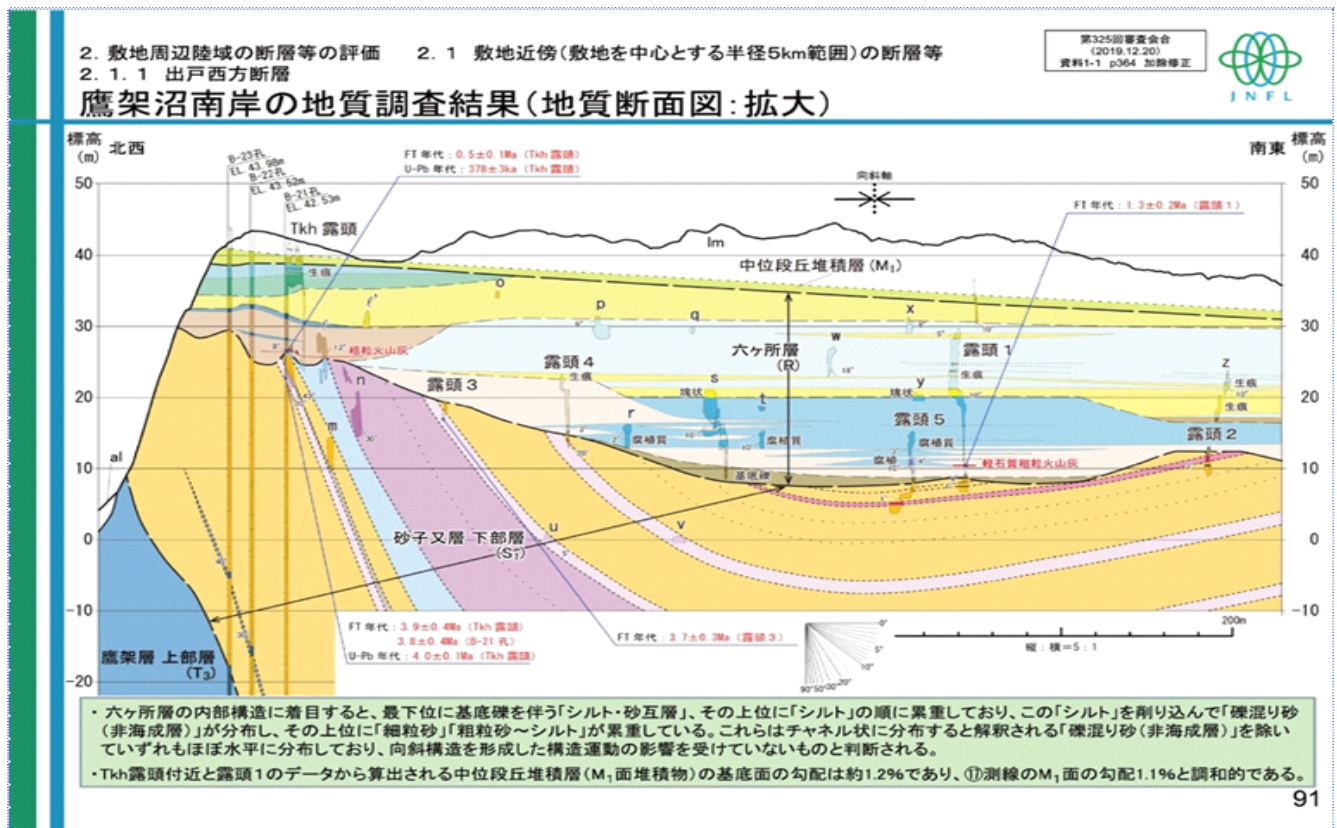


図13 日本原燃による鷹架沼南岸の地形・地質断面図

(2) 原告らの反論

図15は、地震波探査の結果とボーリング調査をもとに作成された地質図を縮尺等を合わせた上で重ね合わせたものである。図示されているのは、図16の赤い四角の範囲である。

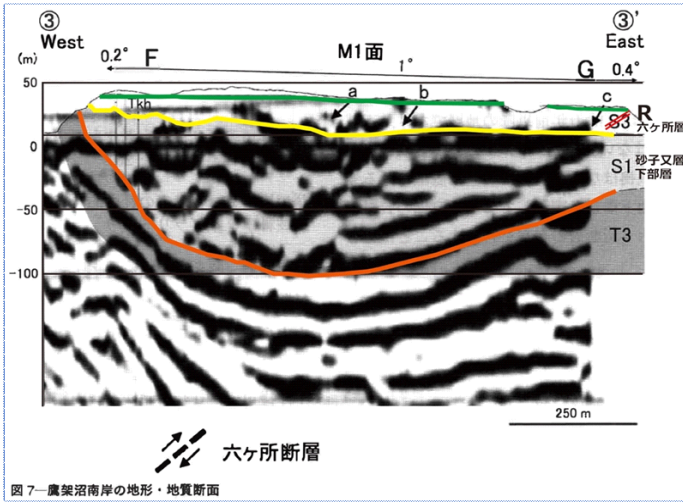
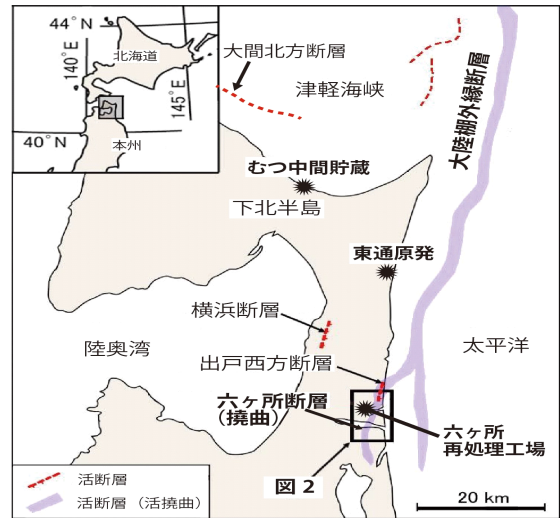


図15 鷹架沼南岸の地形・地質断面図

3 大陸棚外縁断層について

(1) 下北半島の沖合にはこんな巨大な崖が続いている



下北半島周辺の活断層と六ヶ所再処理工場

(2) 日本原燃による断層評価線の引き方は恣意的である

(3) 大陸棚外縁断層と六ヶ所断層は連続している国が認めている出戸西方断層は、そのごく一部が地表面に現れた部分に過ぎない

- ・問題となっているのは大陸棚外縁断層と六ヶ所断層
- ・大陸棚外縁断層は東大出版会の「日本の活断層」に載っている。
- ・古くは、米倉教授、宮内崇裕千葉大学教授(原告準備書面101)、近時には池田安隆教授(原告準備書面117. 118. 151. 198)が、その活動性を認めている。
- ・六ヶ所断層は渡辺満久教授が発見した。

(4) 結論

- ・大陸棚外縁断層と六ヶ所断層とは、その位置関係や運動方向性からも、連動し、同時に活動する可能性がある。
- ・その場合には、距離的には100キロを超えるような断層運動を引き起こし、その場合にはM8を超える地震, 2000ガル程度の地震動を引き起こし、能登半島地震の例を見れば、一時に5メートル程度の地盤隆起を引き起こす可能性がある。
- ・本件施設の耐震設計、さらには、レッドセル内の機器の耐震補強が不可能であることも考え合わせると、このような地震に対して、本件施設の耐震安全性を確保することは到底不可能であることは明らかである。

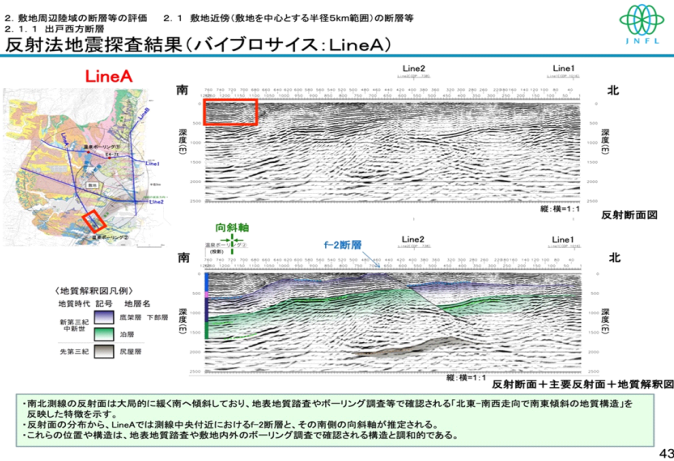


図16 反射法地震探査結果(LineA)

渡辺教授は、「原燃はS3全体と海成段丘面構成層はほぼ水平に分布しており、非対称な向斜構造は活断層ではないと結論した。ところが、このS3下部層は、ほぼ水平に堆積する部分もあるが、数～10度程度東方向へ傾斜していることも図示されている。したがって、日本原燃が図示したように、S3全体がほぼ水平に連続してゆくとは限らない。」と、現在R層(六ヶ所層)と日本原燃が呼んでいる層全体が全体としてほぼ水平に分布しているとは言えないと述べている。

準備書面（215）

火山事象に対する証人尋問結果

弁護士 中野 宏典

1 はじめに

今回の準備書面は、中野代理人が、これまで行った証人尋問の結果に加えて、川内原発に関し福岡高裁で行った原子力規制庁の安池由幸（火山ガイド原案作成者）及び櫻田道夫（新規制基準策定の統括者）の証人尋問をもとに、火

山ガイドの不合理性の主張を整理したものです。60頁にわたる大作ですので、詳細は原告団のホームページを読んでいただくとして、本稿では、目次の紹介と特に「社会通念論」批判の部分を要約し報告とします。

目次

第1	はじめに	4	6	「過ちで改めざる、是を過ちと謂う。」	27
1	原告らの主張と争点の整理	4	第4	巽岩国尋問について	27
2	本書面の目的	5	1	巽岩国尋問の要旨と第4の概要	27
第2	火山ガイドの不合理性	7	2	活動可能性評価の困難性の根拠① - 地下のマグマ溜まりの位置や形、大きさについて正確に把握することが困難であること	29
1	前提とすべき事実	7	(1)	「正確に把握することができない」ということの意味	29
2	平成25年火山ガイドの内容の不合理性	7	(2)	地下探査によって異常を見落とすメカニズム	31
(1)	安池氏自身が火山学の限界を誤解していたこと	7	(3)	「稠密な調査」の意味	33
(2)	少なくとも、原規委・原規庁は火山学の限界を誤解していたこと	9	(4)	事業者・国の論拠と「総合」の意味	33
(3)	予知予測はできないが可能性が大きいか小さいかを評価することはできるという欺瞞	11	(5)	鬼界カルデラにおける地下構造探査プロジェクト	34
(4)	マグマ溜まりの有無や規模、位置などにより、カルデラ噴火の発生可能性を評価することができるという考え方について	13	(6)	鬼界カルデラの研究から示唆される事実	38
3	令和元年火山ガイドの内容の不合理性	16	3	活動可能性評価の困難性② - マグマ溜まりが浮力中立点よりも深い場所に定置する可能性があること	44
(1)	巨大噴火とそれ以外の噴火とを区別している点	16	(1)	浮力中立点の意味	44
(2)	安池氏は「差し迫った状態」について説明できなかったこと	17	(2)	赤司証言の不合理性	45
(3)	安池氏は、「基本的な考え方」が平成25年火山ガイドとは違うと証言したこと	17	(3)	始良カルデラの低速度領域は、破局的噴火を起こし得る深さにあること	45
(4)	火山ガイドに適合した場合に確保できる安全の程度	18	4	活動可能性評価の困難性③ - マッシュ状のマグマの把握はよりいっそう困難であること	46
第3	川内原発に関する適合審査に関わる問題について	20	(1)	マッシュ状マグマを把握することの困難性	46
1	川内原発の適合審査に火山の専門家は関わっていないこと	20	(2)	マッシュ状マグマの再活性化を考慮していないこと	48
2	噴火ステージと階段ダイヤグラムについて	21	5	安池尋問及び櫻田尋問に対する意見	50
3	破局的噴火が十分小さいかどうかについて科学的な審査はなされていないこと	22	(1)	安池尋問について	50
4	10年前には巨大噴火の兆候を判断できるという誤解	23	(2)	櫻田尋問について	55
5	社会通念は後付けであること	24			

2 「社会通念論」批判

(1) 社会通念は後付けである

① 原子力規制委員会・原子力規制庁が、社会通念という言葉を使用して火山ガイドや火山に係る審査の説明をし始めたのは、2018(平成30)年3月7日付の「基本的な考え方」からである。

② しかし、火山ガイド策定時や川内原発の基準適合審査時においては、公開された記録上、誰一人として、破局的噴火のリスクが(ましてや巨大噴火のリスクが)社会通念上許容されている旨述べてはいない。櫻田氏も、それまで「社会通念」という言葉を使用して考え方を整理したことはなかった

と証言している。

むしろ、更田豊志委員は、新規制基準検討チームにおいて、「(火砕流のようにそこにいる人がみんな死んでしまうようなものに対してまで原発を防護する必要があるのかという質問に対して)立地不適切というのは立地不適なのだと思うのです。…全滅してしまうから、じゃあ、あってもなくても関係ないと、そうではないのだろうと思います」と述べ、島崎邦彦委員は、審査会合で、モニタリングについての判断基準が少しでも安全側になるよう事業者働きかけ、田中俊一委員長は、記者会見や国会答弁で、火砕流が到達する前に原子炉を停

止して核燃料を搬出する旨繰り返し述べていた。これらは、当然ながら、破局的噴火のリスクを当然の前提として、何らかの対応によってそのリスクを低減しようという態度である。

③ また、2014(平成26)年8月25日のモニタリング検討チーム第1回会合を始めるに当たっては、「万が一異常な状況が認められた場合、原子力規制委員会としては、安全側に判断し、原子炉の停止を求めるなどの対応を行う」という姿勢も示されている。原規委としては、少なくとも破局的噴火による原子力災害のリスクは、万が一にも容認できないという考え方で基準適合審査に臨んでいたはずである。

安池氏が証言したように、火山ガイドの原案は、社会通念や一般防災云々はまったく考えずに作られているし、新規制基準検討チームの中でもそのような議論はなかった。

社会通念は、原規委がモニタリングの実効性を勘違いして川内原発の設置変更許可処分を出してしまったこと、福岡高裁宮崎支部に、火山ガイドは不合理と断じられたこと、そして、福岡高裁宮崎支部が、同時に、社会通念論を作り出したことによって、これを奇貨として、後付けで正当化するために持ち出した概念に過ぎない。

(2) 超巨大噴火のリスクを国民は許容しているのか

櫻田氏は、火山ガイド策定当初から、巨大噴火のリスクについては社会的に許容されていると考えざるを得ないという印象だった、国民が本当にそのリスクを許容しているかどうか、調査検討するまでもないと証言する。また、一般的な科学施設とか、危険な施設と原発の安全を同列に考えてはいけないという理屈が分からない、などとも証言している。

この点について、巽氏は、「非常に印象論であるというふうに考えます。社会通念に関しては、我々を含め、国民のリテラシー(※特定の分野に関する知識やその知識を活

用する能力を指す)といたしますか、こういう火山現象や噴火現象に関する基礎知識が充実した上での議論だというふうに考えます。今、例えば、こういう超巨大噴火に関するリテラシーが十分にあるというふうには思えません。」「どういう危険性があるのか、それがなぜかということを引きちんと世の中に対して、我々科学者のみならず、国として説明していくことが大事だというふうに考えます。」として、リスクを定量的に評価すべきことを述べている。

櫻田氏の、国民がそのリスクを許容しているか、調査検討するまでもないという証言に対しては、「不適切だというふうに考えます」と断じている。

これまでの裁判例においては、しばしば、国民が、破局的噴火のリスクを考慮すべきという社会通念が形成されているとは認められない、という論法で、破局的噴火のリスクを容認する判断が散見されてきた。

しかし、これは論理が逆転している。確立された国際的な基準によれば、 10^{-6} ないし 10^{-7} 程度のリスクは、こと原発に関しては考慮すべきとされているのであるから、百歩譲って、社会通念によってそのリスクを容認しようというのであれば、明確に、社会としてこれが容認されていると考えられるだけの根拠が示されなければならない。このような論法によって、考慮すべき災害を考慮対象外としてきた原子力行政の果てに、福島第一原発事故が発生したということ、絶対に無視してはならない。

<https://1mangenkok.org/>



詳しくは→

原告団HP
QRコード

被告・原子力規制委員会と 参加人・日本原燃の主張と次回予定

1 被告・原子力規制委員会

- ・準備書面(24)を提出
原子炉等規制法は、事業指定(変更許可)、設工認、使用前確認の各段階の規制を設けるという段階的安全規制を採っており、事業指定段階での審査事項は基本設計であるから、司法審査の対象も基本設計のみに限定される。レッドセル問題は詳細設計(設工認)の範ちゅうに属する事項であり審査の対象外である。
- ・今回は「六ヶ所断層」に関する再反論の予定。

2 参加人・日本原燃

「六ヶ所断層」の存否に係る調査検討に関する準備書面を提出する予定。

次回裁判の日程

2025年3月21日(金)

午後1時30分～進行協議(事前申し込みが必要)

午後2時～口頭弁論

提出予定準備書面

- ① 被告準備書面(24)に対する反論の準備書面
- ② 大陸棚外縁断層に関する準備書面
- ③ 火山関係の準備書面

多数の傍聴をお願いします。

次々回以降の予定

2025. 6. 27/9. 26

訃報

内藤 隆 弁護士 逝く

原告団にとってかけがえのない内藤隆弁護士が去る1月6日、ご病気で逝去されました。先生は核燃4裁判の代理人を最初から担当してくださいました。法廷でも集会でも舌鋒鋭い理論家で、普段はにこやかに接してくれる温厚で良識を兼ね備えた市民派運動家でした。旭化成のウラン濃縮施設やもんじゅ訴訟、核燃サイクル訴訟を手がけ、オウムの破防法適用に反対するなど多くの人権事件を手掛けてこられました。享年75歳弁護士としてはこれからの活躍が期待されていたのに、本当に惜しい人権派弁護士を失いました。天上にあっても原告団の運動を見守り続けてください。ご冥福を心からお祈りします。

(代表 浅石紘爾)

原告団を訪れた人

内山田 康氏(社会人類学者、筑波大学名誉教授)

2024年9月27日の裁判を傍聴していただき、2025年1月10日に浅石代表に会いたいと申し出があった。浅石代表は予定があり、山田が面談することになった。この寒い時期に、車でむつ市まで行くメンバーと一緒に旅行の途中ということだった。

内山田さんはフランスにも度々行っていて、コジェマ時代、アレバ時代、オレガ時代を見てきて、原子力推進側が言ってるのは「どんな反対運動もやがてなくなるので、しっかりやろう」だそうだ。

今、青森の核燃反対闘争の弱みは後継者不足に尽きる。推進側が絶望するくらい、青森で反対する人を増やす必要を強く感じた。(事務局長 山田清彦)

事務局長 山田 清彦

1年掛けて作ったパンフレット『再処理工場の核惨事―すべてのいのちを守るために』の作成メンバーが、原子力規制委員会の審査担当者等と交渉しました。交渉後の話し合いには、再処理の問題に関心のある国会議員にも声掛けし、福島みずほ参議院議員と佐原若子衆議院議員が参加しました。

この問題を市民だけで話し合っても埒が明かないのですが、地方に国会議員が来てくれないので迷走状態でした。そこに参加頂いたのが山崎誠衆議院議員です。そのことをきっかけにして、2024年7月2日に六ヶ所再処理工場の視察、2025年1月21日に東海再処理工場の視察が企画されました。市民だけでは拒否される視察も、国会議員となら一緒に同行できます。今度は、佐原若子衆議院議員に六ヶ所再処理工場見学をお願いし、それにも同行したいと考えています。

12月5日の交渉は、第2衆議院会館の第1会議室で行われ、東京近辺の市民の参加もあり、40名位になりました。当日の交渉は、「20241205 UPLAN【第1部・第2部】原発・核燃サイクルの中止を求めて 省庁・全国市民・議員の院内集会」で配信していますから興味のある方は見て下さい。

パンフレット作成メンバーの関心事は、高レベル廃液の蒸発・乾固であり、今回の交渉もそのためです。

質問1 高レベル廃液の貯蔵量を211m³と聞いていたが、最近になって245m³と報告があった。高レベル廃液量の変動が生じる理由は？

回答1 質問の廃液量の変動は、六ヶ所再処理施設を管理するために必要な設備の運転により、経常的に高レベル液体廃棄物が発生していること、高レベル液体廃棄物を均一に保つために水及び硝酸を定期的に供給しているためです。

また、ガラス固化の対象である高レベル廃液は、高レベル液体廃棄物を指すものと

承知していますが、高レベル液体廃棄物には不溶解残渣廃液及びアルカリ濃縮廃液が含まれると承知しています。

原子力規制委員会としては高レベル廃液の全体の量は、年に一回報告を受けることになっており、ホームページで公開はしています。だいたい5月ぐらいに提出があります。

質問2 高レベル廃液が蒸発乾固するとどうなるかは、NRA JAPANが出している「再処理施設における高レベル濃縮廃液の蒸発乾固の事象進展の整理、令和5年11月21日」という資料があります。セシウムに関しては550度、テルルに関しては700度、モリブデンに関しても700度ということで、これが最終版じゃない。進捗状況はどうなってますか？

回答2 今どのくらいまで温度を見るとか、安全対策がどうか、まだそこまではいつてなくて、基礎データを取っている段階で、そこまで研究が進んでいないのが実状です。

質問3 約6万頁の設工認の審査資料の間違いが3100頁あって、いつ頃完全版が出るのか？

回答3 設工認が最終的に認可される時には一式揃ったものが出ると思います。

以上の質疑の中で、3番目はいきなりの質問でしたので、応える方が正直に言ったのだと思います。つまり審査の過程で出るのはなく、「審査が終る頃にまとめて出る」という。これに刺激されて、年末年始を約6万頁のチェックに当てました。

なお、東海再処理工場では、ちょっと想像できないような議論が行われていたようです。

JAEAは廃止措置を決定した際に高レベル廃液について、①新規に廃液貯蔵施設を建設する、②隣接する施設に廃液を移す、③廃液を仮焼きして乾式キャスクで貯蔵する、④ガラス固化を外部委託する、ことを検討していましたが、いずれも実現性がなく、結局今の施設をそのまま使うことにしたそうです。東海再処理工場でのガラス固化が不調であれば、六ヶ所再処理工場も動かせないということになると思います。

「核ゴミいらない青森フォーラム」終える

知ること・怒ること・半径5メートルを変えることから

核燃料サイクル破綻・40年の検証～あずましい青森を創ろう！

2024年11月30日、前日からの悪天候の中、青森市民ホール(リンクモア平安閣)で、「核のゴミから未来を守る青森県民の会」と「原子力資料情報室」の主催で『核ゴミいらない青森フォーラム』が開催されました。

青森県が1985年4月に、核燃料サイクル施設(3施設)立地要請の受諾を表明してから40年。

核燃料サイクル事業の経緯、現状、見通しを検証し、改めて事業の白紙撤回を旨とし、運動の一層の拡大・強化をはかるために、核燃料サイクル40年の大誤算の検証事業を行うことを2023年11月に決定しました。

その事業の一つが、今回開催の「核ゴミいらない青森フォーラム」です。

「核燃サイクル施設の経過、反対運動の検証」、そして「若者が未来を自由に描き、夢実る青森県をつくるために・・・」の内容をどうするか、約1年間、事務局や運営委員会(企画委員会)での相談を何度も行い、開催にこぎつけました。

この集会では今までにない試みとして、会場のロビーで、これまでの反原発・反核燃のポスターやパッチワークの展示、生協連による健康チェックコーナー、布絵本の展示、青森の伝統工芸品(菱刺し・裂織・一閑張など)の展示・販売、りんご・農産物加工品や書籍の販売。生活クラブ生協や自遊木民族珈琲のコーヒー等の販売を行いました。パネラーの方々のブースもあり、とても賑わいました。



■第一部

◆パネルディスカッションその1

これまで青森県内で反対運動に関わってきた6人。

今村修・荒木茂信・菊川慶子・浅石紘爾・赤平勇人・野坂庸子各氏から原子力政策の関連施設誘致の経過、それぞれの活動の歴史や現状が報告され、ディスカッションが行われました。

原告団の浅石紘爾代表は「裁判闘争の意義について、再処理は瀕死状態にある、原点に立ち戻って一步一步地道な戦いを積み重ねて行いかなければならない」と。野坂庸子さん(中間貯蔵施設はいらない!下北の会代表)は、『9月に使用済核燃料が搬入され、長い「見守り」が始った。次の世代にどうつなぐか、これからが活動のスタートだ』と述べました。

◆核のゴミ問題提起

原子力資料情報室松久保肇事務局長から『青森県に集中する核のゴミ政策を問う』と題して、「まずは原発をとめて、ゴミを出さないことが大切」と訴えました。



ロビーの
ブースの
模様

■ 第二部



軽快にお話する、おしどりマコ・ケンさん

◆ 「福島事故、終わっていないでえ〜、地方をバカにするのもええ加減にせえ！」

夫婦漫才コンビ、おしどりマコ・ケンさんの話

福島原発事故後、1600回を超える東電の記者会見に臨み、現地にも頻繁に足を運び、その模様を軽快に話します。

「『世の中を変えていくためには、自分の生活の半径5メートルを変えていくこと』をモットにしている」と締めくくりました。

◆ パネルディスカッションその2

「みんなの力で、あずましい青森を創ろう」と「私たちはこんな青森を創りたい」をテーマに、コーディネータは、YAMさん(山内雅一さん)とおしどりマコ・ケンさんが務めました。

● 宮永崇史さんは弘前大学で実施している「青森の多様性と活性化 - 原発・核燃と地域社会 -」の講義を例に、学生とともに学ぶ・考える事例を紹介しました。

● 「自由木民族珈琲」を営み、マーケットキャラバン主宰の板橋諒さんは、汗をかき自然と向き合いながらの生活の楽しさを語りました。

● 薪ストーブ屋を営む石村真弓さんは「反核燃の2世です」と自己紹介。青い森という名にふさわしい、森林資源に恵まれた青森。その資源を活かして原子力でなく、原始からある燃料を勧める仕事をしていると。薪ストーブには森林整備など、見えない労働も大切だと。

● 听清悦さんは、高校生の時の宿題にあった「私の幸福論」について考えているうちに、

故郷と農業の魅力に気づき、会社員をやめて就農することを決意。「県民一人一人がよく考える青森を創りたい」、「農業で静かに快適に暮らしている人がいる青森を創りたい」と。

● 平葎健悦さんは、離農等で耕作されなくなった農地を借り受け、田畑で自然栽培に取り組んでいます。

● 生活クラブ生協の棟方千恵子理事長は、「安心安全な社会を未来の子どもたちに繋げていきたい」という思いで、食や環境問題への取組みや脱原発運動などを続けています。



6人のパネラーのみなさんは、自分の生活・仕事をととても楽しみながら、そして未来を見据えて生活している姿がとてまかつよく素敵でした。

フォーラムは10時~16時までという長丁場で、内容も盛り沢山と欲張り過ぎでしたが、参加者は飽きることなく、「講演もパネルディスカッションも良かった」「ブースをもう少し見て歩いたり、交流できる時間が欲しかった」などの声がありました。

核燃の反対運動・集会は若い人に敬遠されがちですが、今回少しですが、多様な考えや運動を知ることができたり、新しい視点で、生活・社会を創ろうとしている人に触れることができたのではないのでしょうか。

これを繋いでいくことが、これからの課題ではないのでしょうか。

.....

★ 「核ゴミいらない青森フォーラム」の様子はYouTube配信されています。

〔URL〕 <http://kenminnokai.shop>

★ 当日のプログラム(資料)も事務局にあります。希望の方は連絡下さい。

「核のゴミから未来を守る青森県民の会」

miraiomamoru.kenminnokai@gmail.com

原告団運営委員・県民の会事務局 伊藤和子

青森を守り、日本を守る
そして、未来へとつなぐために

衆議院議員 原告 佐原 若子

私は生まれも育ちも青森です。地域の未来を心から思い、国会議員としての挑戦を決意しました。東北は日本の誤った政策の歴史の中で、人を、自然を、電力を送り出してきました。残されたのは“核のゴミ”です。そして今、「核燃料サイクル」という危険な計画が青森に存在しています。チェルノブイリ事故の後、私はいろいろなことに気づきました。「核燃料サイクルを阻止する」ことは、東北から国会議員として選出された私の使命です。皆さんとともに積み重ねてきた核燃料サイクル阻止にむけた活動の実績と思いを胸に、地域を守り、日本を守り、未来の世代に安心できる故郷を手渡すために力を尽くす覚悟です。

青森における核燃料サイクルの推進は、もはや地域の問題にはとどまりません。これは日本の課題であり地球規模での環境問題と直結しています。原発事故のリスクや放射性廃棄物の処理問題は、私たちが避けて通ることのできない問題です。原発は犠牲の上に成り立っているものです。決して許されません。青森は長年にわたってその不安と向き合い、適切な対応がされない現実を抱えています。

核燃料サイクルを拒否する私たちの行動は、単なる地方の問題ではなく、未来を考えた国家の選択であるべきです。これは地域にとって、そして国家にとって、持続可能な社会を作るための重要な一歩になります。地域がもつ特色を活かし、地域と共生する産業の発展こそが私たちが目指すべき道です。青森にも農業や漁業、観光業など豊かな自然を活かした産業がたくさんあります。これらを活かした産業を伸ばし、核燃料サイクルに依存せずに地域経済を活性化させることは、青森の未来を築く鍵であると確信しています。

日本の社会は、人々が共に助け合い思いやりにあふれるマインドを備えています。そして地域社会には、結束と誇りがあります。人々が協力し互いに支えあう力は、ふるさとを守り発展させる原動力です。着実に発展させるためには地元産業の振興策や環境にやさしい技術の導入、再生可能エネルギーの活用

農業者政策について質問する
岡田華子氏（18日、国会）

岡田、佐原氏が初質問
衆議院 農業者と原子力政策

10月の衆院選で初当選した立憲民主党の岡田華子氏（青森3区）とれいわ新選組の佐原若子氏（別冊東北）が18日、所属する委員会で初めて質疑を行い、農業者と原子力政策について政府の「手取りを増やしていくこ

とが非常に重要になると述べた。岡田氏は中間地域の農家の支援や気候変動の対策の強化なども求めた。

経済産業委の佐原氏は、原子力発電を継続するのは事故が起きる可能性を抱え続けることを意味し、立ち止まって考え直すべきだと主張。武勝容徳産相は「国民の安心と安全を維持しながら、経済を進展させていく中でしっかりと対応していきたい」と強調した。

終りの取材に対し、岡田氏は「農家の生活を守り、農業を強い産業にしていこう」と貢献したい、佐原氏は「エネルギー政策の問題については指摘していることが私の使命だ」と話した。（福田聡）

2024. 12. 19 デーリー東北

など、地域に根ざした政策が求められます。私には、地域の力を最大限に引き出し、活かし、未来に向けて希望をもてる強い社会を作る責任があります。

そのためには核燃料サイクル推進を止める声を国会に届け、全国的な議論を巻き起こす必要があります。私は皆さんとともに声あげ、より安全で持続可能な社会を実現するために力を尽くします。

今、日本は重大な転換点に立っています。私たちの青森が今後どのような未来を選びどのような地域社会を築いていくのか、それは日本の未来そのものと言えます。今、その舵は私たちの手の中にあります。青森における核燃料サイクル阻止を実現し、ふるさと、そして地球の未来を守るために歩みだしましょう。

国会では経済産業委員会に所属しています。経産省が掲げるミッションには『その提案は、世界に誇れるか。その取組は、国民に誇れるか。その行動は、自分に誇れるか。』とあります。日本の政策は誇れるものなのか、これからを担う若いスタッフに問いかけ、私たち原告団が1988年8月6日以来、積み重ねてきた正しい選択のための確かなエビデンスを共有し、正しい舵取りに導き、共に日本を築いていきたいと思っています。地域や各界の皆さんと手をとりあって、皆が幸せと思える未来を築いていきましょう。

伴さんを偲ぶ会

代表 浅石 紘爾

核燃反対運動の指導者にして原告団の支柱であった情報室共同代表の伴英幸さんが72歳の若さで早世されました。伴さんを敬愛する仲間が集まって、昨年11月17日日暮里サニーホールで偲ぶ会を開催されました。原告団を代表して私が、青森からは衆議院議員の佐原若子さん、農政連会長の荒木茂信さん、情報室理事の笹田隆志さんが参加しました。以下に私の挨拶を紹介し、原告団の皆様と伴さんを偲び、核燃廃止に向けての団結と連帯遺志をあらためて共有したいと思います。



お別れのことば

1. 丁度反核燃秋の共同行動の集会と重なってしまい、今回は青森から私を入れて4名だけ参加させていただきました。しかし、伴さんを敬愛する多くの仲間から、感謝と哀悼のことばを預っております。
2. 核燃の立地要請がなされた1984年から40年が経ちました。この頃は新幹線は盛岡止まりで、八戸までは6時間以上の長旅で、着いた先は寒風吹きすさぶ大雪の地でした。さぞかし難儀されたことでしょう。原告団が結成されて裁判が始まりました。伴さんには核燃4裁判の原告として科技庁への異議申立の口頭意見陳述には必ず出ていただきました。講演や集会のため来青された回数は数え切れません。
3. 私たち県民にとって、高木さんが優しさの中に科学者としての厳しさを秘めたいわば厳父だとすれば、伴さんは、長く苦しい核燃運動を続ける県民にとって、思いやりと気さくさを兼ね備えた兄貴分であり、いつも暖かく包み込んでくれる慈母のような存在でした。
4. 高木さんは、著書「証言」の中で次のように語っておられます。
「青森で証言できないのでは、それこそ末代までも悔いが残る。命を縮めることになってもよいから証言しようと思った。」
伴さんも、この文章を目にされたと思いますが、病床にあった伴さんの胸中に去来したのは、まもなく結審となる再処理裁判の証人になれなかった無念さだったので

はないでしょうか。伴さんの18年前の著書に「原子力政策大綱批判」があります。策定会議の中で伴さんが孤軍奮闘して提起した核燃批判は、再処理の破綻が明らかになった現在、その正しさが証明され、私の座右の書となっております。

惜しむらくは、もう少し長生をしていただき、続編として「エネルギー基本計画批判」も書いてもらえたらと悔やまれます。

5. 再処理工場の事業変更許可が下り、青森では再処理工場からのトリチウムを含む大量の放射性物質が垂れ流される前に、海水のサンプリング調査を伴さんに依頼したことがありました。久しぶりに伴さんを囲んで一杯飲めるのを楽しみにしておりましたが、腰痛がひどく長距離運転は無理とのことで断念しました。その後伴さんが六ヶ所の地を踏むことは二度とありませんでした。残念でなりません。難病にかかっていることはおくびにも出さず六ヶ所調査を引き受けてくれた伴さんの心情に青森を思う心が偲べれます。

6. 伴さん、お陰様で、皆さんのご尽力もあって再処理は破綻寸前です。

私たちは、伴さんが志半ばにして果たせなかった脱原発、脱プルトニウム社会を必ず実現します。天上にあっても私たちの闘いを見守り続けて下さい。

私たちは伴さんのことをいつまでも忘れません。さようなら。

種市信雄さんを偲んで

「六ヶ所村の新しい風」共同代表 遠藤順子

種市信雄さんには、本当にお世話になりました。ここに謹んで哀悼の意を表します。

私が種市さんに最もお世話になったのは、反核燃候補として六ヶ所村長選に立候補した2018年6月の六ヶ所村長選挙の時です。種市さんはご自宅を私たちの選挙事務所として使わせてくださいました。また、第一声では私の応援のために挨拶をしてくださいましたし、ご自分の車を運転して私の街宣についてきて一緒に街頭に立ってくださったこともありました。泊漁協の前で私が街宣をしているときも、漁協の皆さんひとりひとりに声掛けをしてくださいました。そして、最終日のマイク納めの時も、私たちと共に最後まで訴えてくださったのでした。

昨年9月1日、「六ヶ所村の新しい風」の六ヶ所行動のために、私たちは種市さんのお宅に集合しました。そして、今までの運動のことや「これから私たち

はどうしていくべきか」などを種市さんにお伺いしました。そこで語られたことは、「六ヶ所通信8号」に掲載されていますが、再処理工場の27回目の竣工延期については、「ずっとウソ・ゴマカシの繰り返しだった」と話していましたし、「次の村長選でも反核燃候補を擁立して闘わなくてはならない」とおっしゃっていました。

私たちは種市さんに「次の村長選挙の時もよろしくお願いします。ぜひまた、この場所を選挙事務所として使わせてください」とお願いしたのでした。そしてその後、種市さんも一緒に外に出て、六ヶ所行動の街頭宣伝をして、一緒に記念撮影をしたのでした。しかし、それが、種市さんと私たち一緒に最後の六ヶ所行動になってしまいました。

種市さんには、もっといろいろ教えていただかなくてはならなかったし、そのために、もっと多くの時間を共に過ごすべきでした。残念でなりません。

しかし、私たちは今後も、種市さんのご遺志を引き継いで、再処理工場廃止までがんばり続けていきます。種市さん、どうか私たちを見守っててください。

東海再処理工場の視察報告

事務局長 山田清彦

2024年7月2日に六ヶ所再処理工場を視察した脱原発政策実現全国ネットワークは、2025年1月21日に東海再処理工場を視察した。視察は国会議員の施設側への要請で実現し、見どころは、再処理工場の問題に関心のある市民が要請した。

東海再処理工場に立ち入る際の注意で、「金属探知機があるので、持ち込み禁止」と言われ、写真撮影と録音禁止が残念だった。施設に入る際、私のベルトの金具が反応し、外さないと入れなかった。

六ヶ所再処理工場の場合はこれから稼働するので、鉛のガラス越しに見るイメージだったが、東海再処理工場の場合は廃止措置に入っているため、あちこち見せてくれた感じがする。しかし、ガラス固化施設は現在2号熔融炉が停止中であり、殆ど情報が得られなかった。施設内は人間が立ち入り出来る箇所が3段階に分かれており、1時間当たり12.5 μ Svまでがグリーン、25 μ Svまでがアンバー(琥珀色)、500 μ Sv以上がレッド。我々が入れたのはグリーンで、視察後に作業着と靴下を測っても放射線測定の針は殆ど動かなかった。

六ヶ所再処理工場よりは詳しく視察できたと思っていたが、水戸の県会議員の方が「県で視察に来たときはもっと見れた」と言っていた。

再処理施設見学の前後の所長らとのやりとりがあり、強調したのは「廃止措置70年で更地にする」であったが、そんなことは無理でしょう

と思った。

何よりも、これから行う2号ガラス固化熔融炉の交換が難航しているのに、3号熔融炉で2038年までにガラス固化が完了する見通しを立てている。しかし、「これまでの実績を見たら、その先も見据えるべきでないか」と規制庁側から求められていたことを思い出す。

ガラス固化施設見学の際に私がこの疑問をぶつけたら、「毎年60本ずつガラス固化するので大丈夫」と述べた。そこだけはこのから動かすが、他は廃止措置に入っているため、緊張感が違う気がした。

以前、東海のウラン加工施設で臨界事故が起きた時のことを覚えている方もいると思うが、あの時点で実は東海村から三沢市に移転した職員がいたというのを、取材に来たルポライターから聞いたことがある。それからしばらくしても、未だに三沢市には「水戸」ナンバーの車が並ぶアパートがある。東海村での仕事を終えた職員は、今度は六ヶ所村に第二の職場を求めていくのだろう。

六ヶ所再処理工場は稼働しても、事故が起きても、対応する人は必要である。この人的補充のために、日本原燃は次から次と人集めをするし、そのために給料アップを打ち出している状況である。但し、その魅力に吞まれてしまうと、放射能汚染仕事もやむを得ないになってしまう。

再処理を中止し放射能汚染を発生させないようにすること、次の世代が安全に暮らせるように努めることが、現世代の私たち大人の責任なんだと思う。

パブコメ提出

第7次エネルギー基本計画(案)に対するパブコメを提出しました。以下に「核燃料サイクル政策」と「高レベル放射性廃棄物の最終処分について」、「結語」を掲載します。

第3 核燃料サイクル政策について

1 再処理政策

「核燃料サイクルの推進」の項(41頁)において、「わが国は再処理により回収されたプルトニウム利用を基本方針としている」、「核燃料サイクルの中核となる六ヶ所再処理工場とMOX燃料工場の竣工は、必ず成し遂げるべき重要課題であり、官民一体で責任を持って取り組む」と核燃料サイクル政策の推進を明記した。

2 意見

(1) 竣工時期の遷延

六ヶ所再処理工場(以下、「本工場」という)は、当初1997年12月の操業を予定していたが、ガラス固化の失敗により延期を繰り返し、設工認も難航していることから、竣工のメドは全く立っていないのが現状である。本工場の確実な竣工時期を明らかにすることなく、核燃料サイクル推進の基本計画など策定できるわけがない。改めて明確な竣工時期を明示したうえで、計画を見直すべきである。

(2) 平和目的利用違反

再処理事業変更許可要件(原子炉等規制法44条の2 1項1号・44条の2)に再処理の平和目的利用義務が規定されているが、現在わが国が保有している44.47トンのプルトニウムは、本工場が計画通り稼働すれば年間約6.6トンがこれに累積されていくことになる。

余剰プルトニウム保有は核不拡散の観点から国際的に非難的となっており、本工場の変更許可は法律要件に違反する。

政府は、プルサーマルでプルトニウム削減を意図しているが、現在稼働済みのプルサーマル原発はわずか3原発4基にすぎず、また大間原発の建設進捗率は37%と停滞している現状に照らして、プルサーマル計画が頓挫状態にあることは明らかである。事業者は12基の原発での実施計画を示しているが、本計画案の年度内に確実に稼働できる原発とその稼働時期及びプルトニウム消費量を各原発ごとに明示されたい。

プルトニウム利用の本命である高速増殖炉計画が破綻したことにより、本工場の存在意義は全く失われたにもかかわらず、本工場の竣工を重要課題とする計画は整合性を欠く。プルトニウム利用計画を全面的に見直すべきである。

再処理は、資源の有効利用を目的ととしているが、その真の狙いは、核兵器材料のプルトニウムを保有し、わが国が潜在的核保有能力を保持することによって軍事大国の地位を獲得しようとするところにあるのではないのか。そうでないというのであれば、六ヶ所再処理は直ちに廃止措置を講じるべきである。

(3) 本工場では使用済MOX燃料工場の再処理はできない。

本工場で再処理を行う使用済燃料の種類は、申請書によると、BWR及びPWRの使用済ウラン燃料と明記されている。使用済MOX燃料は対象となっていない。ところが、本計画案では「使用済MOX燃料の再処理を2030年代後半をめどに研究開発を進めるとともに、その成果を六ヶ所再処理工場に適用する場合を想定し、許認可の取得や実運用の検討に必要なデータの充実化を進める」と明記した。

そもそも使用済MOX燃料は第二再処理工場で処理する計画だったのである。使用済MOX燃料は軽水炉使用済燃料と比べてプルトニウム濃度が高く発熱量も大きい。再処理の技術面、安全対策、最終処分方策等の観点から、本工場の大幅かつ根本的な設計変更が必要となるが、これは事業変更許可の範囲を逸脱しており認められない。本工場を想定すること自体当初の核燃立地要請内容を無視するものであり、地元六ヶ所村青森県との基本協定にも違反する。よって、この想定は削除撤回すべきである。

(4) 直接処分による再処理政策の転換を

使用済燃料の直接処分の推進が謳われているが、実用化に向けての具体的方策の検討、法制面の規制に着手し、再処理政策を転換して全量直接処分する方針を明記すべきである。

(5) MOX燃料工場の建設中止

本工場の竣工すら危ぶまれ、竣工後の安定稼働に大きな疑問があるにもかかわらず、MOX燃料工場の竣工させる実益は全くない。使用済MOX燃料の再処理は技術的に困難であり、再処理施設のメドも全く立っていない。進捗率わずか37%の六ヶ所MOX燃料工場の建設は直ちに中止すべきである。

(6) 安全対策の欠如

本計画案には、安全性確保の具体的な記述が欠けている。

本計画案は「原子力の活用にあたっては、安全性の確保が大前提であり」、六ヶ所再処理工場の「竣工後、安全性を確保した安定的な長期利用を行うため、官民で対応を進める(41頁)」と記述している。

ところで本工場の立地条件は、自然条件ならびに社会条件(人為的外部事象)いずれにおいても劣悪であり、とりわけ地震・活断層対策、火山噴火対策及び航空機落下対策は喫緊の重要課題である。

例えば青森県が公表した「青森県太平洋側海溝型地震」によると、本工場は震度6強の大地震に見舞われることが確実と報告されているが、本計画立案にあたって、この地震や産総研が認定した「六ヶ所撓曲」や大陸棚外縁断層の存在と本工場への影響を地震学や変動地形学の見地から科学的に検討したのか、したのであればその検討経過と結果を明示されたい。

(7) 採算性の欠如

本計画案の年度(3年)内に何基の原発が再稼働し、何トンの使用済燃料が発生するのか。その結果、電力事業者が支払う拠出金総額はいくらになるのか、そのうち日本原燃に支払われる委託料はいくらになるのか明らかにされたい。

本工場の保守・維持に要する1日あたりの費用(コスト)はいくらか。上記拠出金でこの費用を確実に賄えるのか。その収支を明らかにされたい。

商業用である本工場を将来長期活用すると記述するが、果たして確実な採算が取れるのか、使用済燃料不足で再処理機構の財政が破綻したり、日本原燃が破産となるおそれはないか。その見通しと根拠を明示されたい。

本工場の総事業費は、15.1兆円に膨れ上がり、日本原燃の経理的基礎が危機に陥っていることは明白である。今後総事業費が増加する見通しは全くないと考えてよいのか。

3 高レベル放射性廃棄物の最終処分について

(1) 本計画案は「中間貯蔵施設等に貯蔵された使用済燃料は六ヶ所再処理工場へ搬出する方針のもと、……安定的な長期利用を進める」(42頁)と明記した。

(2) 意見

本工場の稼働期間は40年(目安ではない)と喧伝され、政府(2006年、経産省作成の原子力立国計画)、電事連(平成16年1月、原子燃料サイクルのバックエンド事業コストの見積もりについて—第2項「竣工2006年7月から40年間とし」)、日本原燃等は、この期間を前提に事業計画を策定・発表している。本工場は2006年3月に使用済燃料を使用したホット試験(アクティブ試験)を実施して事実上の工場稼働を開始した。それからすでに約19年が経過しており、予定の40

年まで残期間は21年しかない。

① むつ中間貯蔵施設(RFS)

RFSの貯蔵期間は、安全協定上搬入時(2024年9月)から50年と定められている。したがって、単純計算すると搬出時に本工場が稼働している保証はなく、使用済燃料は搬出先を失うことになる。仮に竣工から40年稼働したとしても本工場が破綻状態に陥っている事実を照らして同様の事態が想定される。本計画案は、本工場の操業期間中の搬入が達成不能な事態を見越して、中間貯蔵後の搬出先を確保するため40年を超える長期利用を打ち出し、帳尻を合わせようとする姑息な便法であり、地元との信頼関係を著しく損なうものであるから、方針は変更すべきである。

② 海外返還廃棄物貯蔵施設

本計画案は、高レベル放射性廃棄物一時管理施設(海外返還廃棄物貯蔵施設)におけるガラス固化体等の貯蔵期間を協定上30年から50年間と定めている。

本計画案は、高レベル放射性廃棄物については最終処分に向けた取り組みの抜本強化を強調しているが、最終処分地の選定作業は難航しており、NUMOの説明では建設開始までに20年、創業開始までに30年を要するとされている。

ガラス固化体等は、期限内に六ヶ所施設から確実に搬出できるのか。「国の約束」を担保する法制度を含む具体的な裏付けを明示されたい。

第4 結語

1 本計画案は、第6次計画以降に、国内外の情勢変化(ロシアのウクライナ侵略、中東情勢の緊迫化)やDXやGXの進展に伴う電力需要増加を掲げ、原発、核燃料サイクルの積極推進に取り組むとしている。その一方で、第6次計画同様、福島原発の「反省を一時たりとも忘れてはならない」、「このような事故を二度と起こさないよう努力を続けていかなければならない」と明記した。

そうであるならば、原発依存度を高めるのではなく、原発を全廃し、再生エネに全面的に代替させるエネルギー政策にシフトすべきである。本計画案は一時的な電力事情にかこつけて原発回帰を図るものである。3・11を忘れた無謀な計画であり、到底許されるものではない。

2 核燃料サイクル計画は、机上の空論以外の何物でもない。できもしない計画は「計画」とは呼べない。その推進は国民にとって百害あって一利ない。

本計画案は、あくなき原子力利権を追求する政治勢力と世論に背反した経産省官僚の作文と言わざるを得ない。

よって、本計画案を撤回して抜本的に見直し、福島事故の反省の原点(原発・核燃廃止、再エネ促進)に立ち戻るべきである。

六ヶ所核燃などを巡る動き

2024年

- 10 29 東北電力女川原発2号機：13年半ぶりに再稼働。東京電力福島第1原発と同じ沸騰水型では初で、東日本にある原発、東日本大震災で被災した原発としても初めて。
- 31 「共創会議」：第3回会合を青森市で開催。資源エネルギー庁は、国や事業者・地元が一体となって進める「共創事業」の実現に向けた工程表と事業に充当できる25億円（単年度5億円上限）の交付金を提示。立地4市町村長ら出席者からは異論出ず。
- 11 1 日本原燃：ウラン濃縮工場の生産体制拡大は、2027年度から2028年度にずれ込むと明らかにした。電源装置の部品調達に時間を要するのが要因としている。
- 6 リサイクル燃料貯蔵（RFS）：事業開始に必要な「確認証」を原子力規制委員会から受領した。
- 7 東京電力：福島第1原発2号機で3グラム以下の小石状の熔融核燃料（デブリ）を初回収と発表した。
- 8 種市信雄さん逝去。六ヶ所村泊で「核燃から漁場を守る会」の結成以来、反対を訴え続けてきた。
- 15 原告団：事務局会議開催。
- 17 「反核燃 秋の共同行動2024」&「反核燃 産地直売会」を開催。青森からの報告を事務局長、むつからの報告を栗原さん（青森市・ワラッセ）。
- 20 青森県：庁舎敷地内の中庭に、大津波に備え「電気棟」を建設する方針を固めたと発表した。
- 28 日本原燃：ウラン濃縮工場完成後、30年以上にわたって未交換の部品が約360点あると公表。
- 30 「核のゴミから未来を守る青森県民の会」と「原子力資料情報室」：青森市で「核ゴミいらない青森フォーラム」を開催（詳細は12頁に掲載）。
- 12 5 日本原燃：再処理工場に関わる設備のメンテナンスについて、地元企業の参入拡大を目的とした保全業務見学会を同工場内で開催。青森県内の企業7社が参加し、設備の点検作業への理解を深めながら、参入の可能性を探った。
- 12 ITER機構（本部フランス）の鎌田裕副機構長：六ヶ所村で関連研究が行われている国際熱核融合実験炉（ITER）について、原型炉について「日本は必ず造る。その際に六ヶ所以上の候補地はない」と強調した（青森県庁で）。
- 13 日本原燃：完成目標を2年半ほど延期した再処理工場の暫定的な操業計画を公表。再処理のスタートは2027年度下期とし、貯蔵プール（保管容量99%）にある核燃料70トンを同年度に再処理し0.6トンのプルトニウムを回収する計画。停止している電力各社からの核燃料受け入れは、28年度に再開可能となる見通し。
- 14 日本原燃：再処理工場で、13日に高レベル放射性廃液の貯蔵タンクなどに設置している排風機3台の監視機能が一時的に停止したと発表。
- 15 原告団：事務局会議開催。
- 18 日本原燃：13日の再処理工場・排風機監視機能一時停止トラブルで、監視できなかった4台のうち1台が故障と発表。
- 17 経済産業省：「第7次エネルギー基本計画」の原案を公表。11月に事業開始したむつ中間貯蔵施設で最長50年保管する使用済燃料を、六ヶ所再処理工場に搬出する方針を初めて明記。再処理工場の操業期間は40年が目安とされてきたが、原案には「長期利用を進める」と記し、中間貯蔵後の搬出先となり得るよう、長期利用を打ち出して帳尻を合わせた格好。
- 20 核燃裁判。2通の準備書面を提出。被告は「レッドセル」について、「（事業許可の）審査対象とならないことは明らか」と主張し、訴訟の争点にならないとの考えを示した。これに対し、次回裁判で反論する予定。
- 23 日本原燃：ウラン濃縮工場の生産規模拡大に向けた計画が、経済安全保障推進法に基づく国の認定を受けたと発表した。2025年度から5か年で計100億円の国の助成を受け、新型遠心分離機の製造や据え付けに充てる。
- 24 核燃料サイクル協議会：首相官邸で開かれ、武藤容治経済産業相は、むつ市の使用済燃料中間貯蔵施設に貯蔵した燃料は六ヶ所再処理工場に搬出する方針を次期エネルギー基本計画の原案に記したと報告。宮下宗一郎知事は「私自身が求めていた回答は得られた。あとはしっかり再処理工場が稼働することが大事だ」と。
- 25 日本原燃・増田尚宏社長：定例記者会見で、原発で使い終えたMOX燃料の再処理を巡り、六ヶ所再処理工場「技術上、処理はできる」との認識を示した。同工場はMOX再処理の許可は受けていないが、「許認可や設備改造に必要なデータを集めたい」と述べた。

2025年

- 1 6 内藤隆弁護士逝去。核燃訴訟の代理人として核燃裁判当初からかかわっていただきました。
- 10 原告団：9月27日の核燃裁判傍聴の内山田康氏来青。3.11以降、世界各地の核施設を調査。青森でも核施設を見学する中で、事務局長と面談。
- 18 原告団：事務局会議を開催。
- 21 日本原燃：ウラン濃縮工場で、容器の洗浄に使った廃水が漏えいしたとみられるトラブルが20日に発生し、放射性物質の濃度が一時、管理区域内の基準を超過したと発表した。
- 28 日本原燃：再処理工場の前処理建屋で27日に、硝酸溶液が入った貯槽の排風機1台が故障し、停止したと発表した。モーターの駆動部に焦げ跡が見つかった。
- 29 日本原燃・増田尚宏社長：定例記者会見で、ウラン濃縮工場で20日に発生した廃水漏れは配管中の異物を除去する部品の劣化が原因の可能性と。また、2024年末の原子力規制委員会の会合で、再処理工場など長期停止中の施設について、委員から動作確認が必要ではないか—と問題提起があったことに対しては、「どうやって機器の健全性を確認するか、もう一度整理している。今年の早い段階で考え方をまとめたい」と述べた。



お知らせ

- ◆ **核燃裁判** 2025年3月21日(金) 14:00～青森地裁
- ◆ **2025さようなら原発・核燃3・11青森集会** 2025. 3. 9(日) 特別講演・小出裕章さん
(詳細は同封チラシをご覧ください)
- ◆ **4・9反核燃の日全国市民集会** 2025. 4. 5(土) 11:30～13:15
リンクステーションホール青森(青森市文化会館) 4階 小会議室(1)
- ◆ **第40回 4・9反核燃の日全国集会** 2025. 4. 5(土) 14:00～15:00
リンクステーションホール青森(青森市文化会館) 5階 大会議室
- ◆ **井戸謙一弁護士講演会** 2025年5月10日(土) 13:30～16:00
八戸市・総合福祉会館「はちふくプラザねじょう」
演題: 福島原発事故による被ばく問題 ～311子ども甲状腺がん裁判で分かったこと～

カンパを戴いた方々です。ありがとうございました。

福原加壽子、戸川雅子、渡辺つたえ、高木久仁子、和田晴美、宮内尚、赤沢美恵子、大久保徹夫、里見和夫、浅井秀明、小林徳子、西田壽子、豊巻絹子、田中榮、高橋将之、高屋敷八千代、糸永眞吾、薄井洋一、遠藤浩二、内田牧子、中嶋哲演、米村釧、米村栄子、山田隆一、中畑範彦、林隆志、稲葉みどり、中田美幸、建部玲子、大庭明子、落合正史、西谷秀明、松島恵美子、大澤統子、酒井幸子、稲垣康夫、澤田秀一、中野好子、竹田とし子、川原茂雄、西尾美和子、匿名希望の方々

会員の一言

- 秋田県の自然栽培農場から「あきたこまち」を毎年買っています。安全性を考えてその農場では「あきたこまちR」は使わない方針だそうです。(東京都 A・Mさん)
- 福島原発事故から13年以上が経ち、国民をだます政策とそれに応じる司法。しかし、この六ヶ所の再処理は亡国の事業になります。それを何とか食い止める必要があります。(神奈川県 O・Tさん)

編集後記

終末時計89秒前

夢坊

◆日本原水爆被害者団体協議会はノーベル平和賞を授与されたが、「核兵器は悪だが原発は平和利用だ」という誤った二元論は正されないままである。日本は核兵器禁止条約締結国会議のオブザーバー参加も見送った。文部科学省の「中学生・高校生のための放射線副読本」では「放射線は心配いらないものだ」と説く。原発の放射線が心配いらないなら、核兵器の放射能も心配いらないことになる。◆原子力科学者会報の表紙の時計で、人類が核戦争で滅びる危険は訴えられるが、平和利用の名のもとに地球環境に蓄えられ続ける放射能の心配はしない。◆日本原燃は、重大事故対策では総放出量としてセシウム137換算で100テラベクレルを十分に下回るような対策を取るとしているという。この量を計算すると、約30グラムにしかない。◆福島県で集められた大量の除染土には何グラムの放射能が入っているのだろう。再処理の竣工、八戸沖の汚染まで、残り時間は短い。

冬期カンパのお願い

いつもお願いばかりで恐縮ですが、原告団は会員の皆様の会費・カンパのご支援により運営されています。今回のニュースと一緒に冬期カンパの振込用紙を同封しました。よろしくお祈りいたします。

会員・サポーター募集中！！

核燃サイクル阻止1万人訴訟原告団

〒039-1166 青森県八戸市根城9-19-9

浅石法律事務所内

TEL/FAX 0178-47-2321

振込口座(ゆうちょ銀行)

(記号 02300 番号 037486)

口座番号:02300-9-37486

口座名:『核燃阻止原告団』

他行からの振込

店名(店番):二三九(239)

預金種目:当座

口座番号:0037486

会 員 /年間6000円(購読料共)

サポーター /年間3000円(購読料共)

eメール lman-genkoku@mwe.biglobe.ne.jp

ホームページ <https://lmangenkoku.org/>